

日野市議会会議録

昭和63年第3回臨時会

第31号

8月9日開会

8月9日閉会

日野市議会

日野市立図書館 ☎81-7354



1575952

昭和63年 第3回臨時会日程

8月 9日 (火曜日) 会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程

昭和 6 3 年
第 3 回臨時会 日野市議会会議録目次

○ 8 月 9 日 火曜日 (第 1 日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会 期 の 決 定	5
(議案上程)		
議案 第 58 号	(仮称) 日野市東部会館建築工事請負契約の締結に ついて	5
議案 第 59 号	(仮称) 日野市東部会館給排水衛生空気調和設備工 事請負契約の締結について	5
議案 第 60 号	(仮称) 南平丘陵公園築造工事請負契約の締結につ いて	24
議案 第 61 号	落川排水区 (63-1) 工事請負契約の締結について	29
閉 会	32

8月9日 火曜日 (第1日)

昭和63年 日野市議会会議録 (第31号)
第3回臨時会

8月9日 火曜日 (第1日)

出席議員 (29名)

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	7番	福島盛之助君
8番	福島敏雄君	9番	中谷好幸君
10番	小俣昭光君	11番	川嶋博君
12番	馬場繁夫君	13番	夏井明男君
14番	小山良悟君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	旗野行雄君
18番	一ノ瀬隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

6番 天野輝男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	坂本金雄君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	永原照雄君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 佐伯実和子君

議事日程

昭和63年8月9日(火)

午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(議案上程)

日程第3 議案第58号 (仮称)日野市東部会館建築工事請負契約の締結
について

日程第4 議案第59号 (仮称)日野市東部会館給排水衛生空気調和設備
工事請負契約の締結について

日程第5 議案第60号 (仮称)南平丘陵公園築造工事請負契約の締結に

ついて

日程第6 議案第61号

落川排水区(63-1)工事請負契約の締結につい
て

本日の会議に付した事件

日程第1から第6まで

午前10時56分 開会

○議長（市川資信君） おはようございます。これより昭和63年第3回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

次に日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については会議規則第81条の規定により、議長において

7番 福島盛之助君

8番 福島敏雄君

を指名いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（市川資信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（小山良悟君） おはようございます。議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日9時45分より議会運営委員会を開会いたしまして、臨時議会の会期について協議をいたしました。その結果、昭和63年第3回臨時議会の会期を本日8月9日1日と決定いたしました。

よろしく御承認のほどをお願いいたします。

○議長（市川資信君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

これより議案第58号、（仮称）日野市東部会館建築工事請負契約の締結、議案第59号、

(仮称)日野市東部会館給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(市川資信君) 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長(森田喜美男君) 季節は盛夏の候となりましたが、議員各位にはお元気で市民生活を守るための日常活動に対してどうもありがとうございます。

本日は臨時議会を開き、工事契約議案4件の御審議をいただくこととなりました。何分ともよろしくお願いを申し上げます。

議案第58号、(仮称)日野市東部会館建築工事請負契約の締結について、並びに議案第59号、(仮称)日野市東部会館給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

まず、議案第58号、本議案は、(仮称)日野市東部会館建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、落札者がいないため、最低価格者である日産建設・清水組建設共同企業体と随意交渉により5億2,900万円で見積もりを得たものであります。

議案第59号、本議案は、(仮称)日野市東部会館給排水衛生空気調和設備工事の請負契約を締結するものであります。

入札の結果、1億7,700万円で大成設備・豊田冷熱工業建設共同企業体が落札をいたしております。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(市川資信君) 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長(山崎 彰君) それでは2議案につきまして説明に入らせてもらいます。

議案第58号、(仮称)日野市東部会館建築工事請負契約の締結についてでございます。

お手元の1ページでございますが、この契約につきましては、契約金額5億2,900万円でございます。契約の方法につきましては随意契約でございます。工期につきましては、契約の翌日から昭和64年8月31日まで。契約の相手方でございますが、日産建設・清水組建設共同企業体、構成員代表者でございますが、東京都港区南青山一丁目2番6

号、日産建設株式会社、代表取締役社長、鎌田 勲でございます。

2ページをお開きくださいませ。入札の状況でございます。この入札につきましては、現場説明を7月の18日に行いまして、入札を7月の29日に執行したものでございます。ごらんとおり2回ございましたが、なお落札ありませんので、基準によりまして予定価格の内でございますので、見積もりを徴しまして5億2,900万円で随意契約が成立いたしました。日産建設・清水組建設共同企業体でございます。

次に3ページでございます。工事概要につきましては、これは万願寺の土地区画整理地内の139街区でございます。

工事の内容につきましては、鉄骨鉄筋コンクリート造でございますが、一部鉄筋コンクリート造でございます。地下1階、地上3階の建物でございます。地下におきましては更衣室、機械室、1階におきましてはプール、エントランスホール等でございます。それから2階につきましては会議室、和室、料理室等でございます。3階が大ホール、ラウンジ等でございます。

敷地面積につきましては1,224平米でございます。建築面積につきましては782.11平方メートルでございます。延床面積につきましては2,311.5平方メートルでございます。以下、地下、地上1階、2階、3階、別棟1階というような形でございます。別棟につきましては自転車置き場でございます。13平方メートルでございます。

以下の配置図につきましてちょっと御説明申し上げます。

4ページでございますが、上部の上でございますが、これが都道の新井橋に直結するものでございます。左側が新井橋の方でございます。それから、その左側のところが浅川の堤防になっております。したがって、東部会館の敷地は、この両面の道路に面しました下でございます。現在くぼ地でございます。そして、さらにその南に当たりませ—南というより東ですね—に当たりますところに浄化槽あるいは駐車場を設置したものでございます。

次のページ、これは地下1階でございます。ここには先ほど申し上げましたような管理室あるいは機械室、シャワー室等を設置してあります。更衣室でございます。

6ページでございます。6ページにつきましては1階でございますが、1階のところには25メートルのプールを設置してあります。その他入り口の方の関係でございます。

次が7ページでございます。7ページは2階の建物でございます。これは料理室、それから会議室、それから和室を三つとりまして、音楽・視聴覚室というようなものでございます。2階でございます。

さらに8ページにおきましては一番上部の階でございますが、3階でございますが、真ん中に大ホール、200人の大ホールの設置をしております。そのような建物でございます。

次に議案第59号でございます。同じく（仮称）日野市東部会館給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結でございます。

契約の金額につきましては1億7,700万円、契約の方法につきましては指名競争入札でございます。工期につきましては契約の翌日から昭和64年8月31日まで、契約の相手方につきましては大成設備・豊田冷熱工業建設共同企業体でございます。構成員代表者でございますが、東京都新宿区歌舞伎町二丁目16番9号、大成設備株式会社、代表取締役、筒井和夫でございます。

2ページ、3ページをお開きくださいませ。入札の状況でございますが、これも同じく日には現場説明が7月18日、入札日7月29日ということで、2回執行いたしまして、大成設備・豊田冷熱工業建設企業体が落札いたしました。

工事の概要につきましては、給排水衛生設備でございます。給水設備につきましては、プール本体の給水は市水直結方式ということでございます。給湯、それから排水設備、衛生器具等、記載のとおりでございます。

次に4ページ、5ページでございますが、循環ろ過設備でございます。これは珪藻土によるプール循環ろ過方式でございます。小中学校、市民プールというようなところで採用しておるものでございます。

以下、空気調和設備等の記載のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） きょう本会議が始まりまして、一度休憩が行われて、その間、長崎に原爆が43年前に投下をされたということで、11時2分を期して1分間の黙禱が行われたわけですが、考えてみますと、この8月9日という日は、ソ連が日本に対して宣戦を布告した日でもあります。

御承知のように、昭和20年の7月の17日からポツダム会談が行われて、その会談の中でアメリカが原爆の実験に成功する。これを受けてトルーマン当時の米国の大統領はスターリンに対して、新型爆弾の開発に成功した、これを日本に落とそうかどうかという相談をしているわけでございます。このとき、スターリンは日本に対する原爆の投下に同意をしたという、ポツダム宣言をまとめるまでの経過をあらわした会議の記録を

見ると、そのことが書かれているわけでありまして。それによってアメリカは広島に8月の6日に原爆を投下し、きょう8月の9日に長崎に原子爆弾を落とすということになります。

しかも、日本は当時、ソ連との間で中立条約を結んでいましたので、日本とアメリカの戦争に対する仲介の労をソ連に対し依頼をしていた、そういう中で、仲介の労をとることを求められたにもかかわらず、昨日8月8日、43年前のきょう、当時のモロトフというソ連の外務大臣がモスクワにいた日本大使に対して宣戦布告の文書を交付をする。てっきり仲介の役を果たしてくれると思ってクレムリンに行ってみましたら、渡されたものが宣戦布告であったということで、きょう8月の9日にソ連と満州との国境をソ連が越えて、日本に対する侵略を開始をした。それに伴って大変多くの数十万と言われております日本の善良な国民が多数犠牲になった、その出発の当初の日にもきょうはなるわけでありまして、私はあわせて長崎の死没者の皆さんとともに、ソ連の参戦によって犠牲になられた方に対しても、その御冥福をお祈りする、そういう気持ちで黙禱を捧げさせていただきます。そのこともぜひ日本人として忘れるべきでない歴史の事実だと思いますので、あえて申し上げさせていただいたところであります。

さて、東部会館であります。非常に立派な施設が今回多額の予算を使って、事業がここでスタートするわけですが、まず一つ、資料をお願いをしておきたいと思えます。ふるさと博物館のときにもお願いをいたしましたが、この建物が、まず私ども御説明を受ける場合に、どういう建物か、全体の建物の概要を知りたいと思えますが、その俯瞰図のような、建物の完成予想図のようなものがこれにはついていないようであります。完成時にはどのような形の建物になるのかどうか、その点、図面等もあると思えますので、御提出をお願いしたいと思います。

それでは質問を何点かさせていただきます。

この地域には、以前から衛生処理場が所在をするということで、地元対策の一環としてクリーンセンターの中に厚生ホールというものが設けられておりました。先日、このホールの中にたまたま入れていただく機会がありましたが、ほとんど利用されていないというような状況ではなかろうかと思うような建物の現状でございました。これから、全く建物の規模等は違いますが、この隣接をする地域にこれだけ立派な東部会館というものが、温水プールまで備えて完成をした後に、地元対策として同じようにつくられるこの施設が、今後、どのような兼ね合いを持って利用されていくのかどうか、その点、お尋ねをいたします。今後、この厚生ホールは余り利用が頻繁に行われていないような

状況だと思いますが、具体的にはどのような利用目的を持って、この厚生ホールは運営をされていかれるつもりなのか、その点、お尋ねをいたします。

それから、クリーンセンターの中では24時間、市民が排出をいたしましたごみを焼却をしているわけでありまして、そこで出される余熱は、さまざまな熱は利用されているわけでありまして、このクリーンセンターで発生をする熱を何とか利用できなかったのかなという気がするわけでありまして、素人考えかも知れませんが、そういった検討をなされたかどうか、特に温水プール等に利用できるようなことが、私は考えられてもよかったのではないと思うわけでありまして、技術的に不可能なのか、その点、御回答をお願いしたいと思います。

じゃあ、それだけで結構です。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問にお答えいたします。

今回、工事契約議案としてお願いをいたしております東部会館は、流域下水道という関連した共同の取り決めに基づいた、また資金もそういう形で予定をされておる地元対策事業の一つであります。地元とこれまで長い間話し合いも行ってまいりましたところ、その結論といたしまして、今予定をいたしております、その場所に、東部会館という名前で、単なる地域施設という狭い考えではなくて、いわゆる広域な市民施設として内容のある施設をつくってくれと、こういうことになりまして、そのお気持ちの広さに感謝をしたところでございます。

今、御指摘の古い施設の厚生ホールであります、厚生ホールは、これはし尿処理施設、あるいは廃棄物の焼却施設の狭い意味で地元対策として、これも協議の結果設けたものではございます。今日、事情が変わりまして近い地域に、いわゆる流域下水道浅川処理場ができることになっております。したがって、厚生ホールは、その地籍の中に、浅川処理場施設の用地の中に取り込まれてまいりますので、これは除却することになります。したがって、その厚生ホールの施設の意味も、この東部会館にある部分を持ち込むと、精神的にはそういうことになるわけでありまして、地元の御理解もあって、一般的な市民施設として管理し、運営をしてほしいと、こういう了解に成り立っております。できるだけ地元の御希望を尊重し、また地元のお役に立つようにすることはもちろん、大切な地元対策のことでございますので、それらのことも十分図ってまいりたいと、このように考えております。

クリーンセンターのいわゆるごみ焼却熱の、この東部会館に設けます温水プールの熱

利用、このことも検討はいたしました。しかし、既にクリーンセンターでは場内の一部発電用の電源として発電機を稼働させておりますので、もうその外を賄う余力もないわけでありまして、したがって、現在は無関係の形で行うわけでありまして。将来、大分先に、いわゆるクリーンセンターのまた焼却炉の改装ということも生ずることではあります、当面は、したがって分離をした形で、確かに焼却熱の利用ということは大切なことではございますけれども、今回の東部会館には直接の利用は考えていない、こういうことで決定をいたしておりますことを御理解をいただきたいと思っております。

将来問題の技術面での可能性ということには、十分将来のことも予想しながら考えていくべき課題になるだろうと、このようには考えられるわけでありまして。以上です。

○議長（市川資信君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 大体わかりました。処理場内の――処理場というのは衛生処理場ですが――厚生ホールについては、先日、この施設を見ましたときに中に入れていただいたんですが、時計は横っちょを向いてとまっていますし、壁の塗装ははげ落ちておりますし、談話室と呼ばれるところには何にも置いてないというような状況で、全く施設としては死んだ状態でありました。どういう利用目的を今後持って、東部会館との兼ね合いを図っていかれるのかなということが、そのとき私の脳裏をかすめましたので、今、お尋ねさせていただいたわけですが、施設規模としては全く非常に異なるということで、東部会館に厚生ホールの機能も吸収されるということで、地元との協議の結果、厚生ホールについては、今、市長は除却ということをおっしゃいました。つまり、施設をもうなくすと、廃止をしていくということによろしいわけですね。じゃあその点、もう一度ちょっと確認をいたします。

それから、最後にお聞きしようと思っておりましたのは、先般の議会でも大変問題になりました職員の定数のことなんですが、今、市長は地元の方で管理、運営についてはできるだけ考えてもらうというお話でしたが、そのことはきちんと何かもう決まっていることなのかどうか。つまり、今後職員の配置を考えるというような事態が出てくるのかどうかですね。まだこれから建物の工事に入るわけですので、しばらくの間、まだ時間は余裕はあると思っておりますが、管理の面、また運営の面で、職員配置についてはどうふうなお考えをお持ちなのか、地元の方にお任せをするというような形で考えていいのかどうかですね、その点確認をいたします。

それから、クリーンセンターの余熱利用については、今後、技術的なことももちろんあると思っておりますし、温水プールが近くにあるということであれば、単純に考えればクリー

ンセンターの熱を利用して温水プールの方に活用していくということが考えられるわけ
でありますので、将来的な一つの課題として、引き続き留意をしていただきたいと思います。
ます。

前の2点について御回答をお願いいたします。

○議長（市川資信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 私の方から、この施設に対する管理、運営面という
御質問でございますので、現状を御説明したいと思います。

現在、庁内の中で関係部課と調整中でございます。まだ最終的には、こういう形でや
るという方針は決めておりません。ただ位置づけとしては、当然、コミュニティー施設
ということで実施計画の中にも、具体的に私の方も計画の中に入れております。そうい
う中で現在、協議を進めている段階で、この施設の目的をいかに市民サービスの中での
導入を図る中では、やはり地元を中心に、委託できる部分についてはできるだけ委託し
ていきたいという方向ではございますが、やはり大きな施設でございますので、今後の検討
課題の中では職員の配置、あるいは職員の責任ある管理という中では、今後、両面を考
えながら検討を進めているというのが現在実態でございます。だから、すべてを委託で
あるという方向ではなかなかいかないだろうというのが現状でございます。以上でござ
います。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 厚生ホールの現状の管理が荒れているという御指摘をいた
だいて、私も最近の事情は、状況をよく知っているというわけではございませんが、申し
わけないと思っております。それなりの機能は存在するわけでありますから、大切に管
理をし、また利用も図りたい、存在する間はそういう考えで臨まなければならないと思
っております。

それから、東部会館の設立後の管理と、それから運営につきましては、今、部長がお
答えしたとおりの検討中ということでございますけれども、なるべく第三セクター的、
あるいは地元の意向を尊重するという形で、職員の定数増を引き起こさない形で管理し
ていきたいと、このように考えております。

○議長（市川資信君） 建設部長。

○建設部長（永原照雄君） この会館の鳥瞰図というものを資料としてはいいというこ
とでございます。これにつきましては、委員会が行われるのかと予定しておりまして、
ここに一応パーツでございますので、これでひとつ御勘弁願いたいと思います。（パー

ツ提示)

○議長（市川資信君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 厚生ホールについては、今後、東部会館ができるまでの間は十
分に維持管理にも留意をして、その利用目的に沿って活用していきたいというような市
長のお考えのようです。利用状況をちょっと試しに聞いてみましたら、地元でもほとん
ど1年間に1回か2回しか使っていないんですね。施設として、今後、東部会館ができ
るわけでありますので、当然そちらの方の利用が活発になると思っておりますので、この施設
は、将来はなくなるというようなお話でありますので、その点確かめさせていただいた
わけです。

それから、職員の定数増との関連で、私、どういうふうな運営の方法を、管理の方法
をお考えかということをお聞きしたかったわけですが、企画財政部長は委託の部分もあ
れば職員で直接対応する部分もあるという両面の、どちらにも責任はないというふうな
お考え、今の段階ではそういう答弁が賢明なのかもわかりませんが、市長は、先般の議
会の教訓も踏まえて、定数増は引き起こさない形で対応したいという見事な答弁をなさ
いましたので、私は納得をいたしました。

それから、資料の件であります。今回は即決であるということでありますので、当
然、どういう建物ができるのか、詳しい図面も出ておりますが、鳥瞰図のようなものは
やはりつけていただく、そういうものも用意していただくということを今後はお願いを
したいと思っております。ある個人の議会のレポートとか、政党の施政報告にだけ図面が載っ
ているということじゃ困るんですね。ちゃんと議会の審議の場にそういうものがきちん
と出されるようにお願いをしたいと思っております。全く私たちが知らないときに、もうちゃ
んとあるところには出ているんですね、そういう資料が。議会に対してそういうものは
優先をして示していただくように、市長、こっそりそういうものを出さないようにして
いただきたいと思います。終わります。

○議長（市川資信君） 谷 長一君

○25番（谷 長一君） この東部会館のことでお聞きしたいんですけれども、いわゆる
第1回の入札、それから第2回の入札で落札者がおりませんので、見積もりということ
で5億2,900万ということになったんですけれども、それまでの経緯、それから、見積
もり合わせのときに、入札の最低の価格の人ということで業者を呼んでやったようなん
ですけれども、もっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

それからあと一つは、今、業者等におきましても、非常に業者が単独企業で、その業

種を施行ということじゃなくて、各方面にいわゆる手を出して仕事をしているようなんですけれども、この企業が、いわゆる社長等が他の企業の社長等を行ってあって、不渡りを出した場合とか、またはこの落札をしまして、その後何日かたちまして不渡り等を出して、非常に企業が不健全になったというようなときには、この落札者または決定者等に対してどのような処置をとられるか、この2点について伺いいたします。

○議長（市川資信君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 総務部長からお答え申し上げます。

1点目の入札の随契約の件でございますが、御承知のように2回を原則として入札を執行しております。そして、さらにそれでも予定価格に達しないというような場合には、自治法の施行令に基づきまして、167条の2の6項でございます、競争入札に付したが落札がないときですね、または再度入札したが落札がない、こうした場合には随契約ということでございます。これが根拠法令でございます。そして、私どもはこれに基づきまして、市の入札の基準の中で入札は2回としております。

それからあと、予定価格との開きにおきまして、これは毎度57年ごろからお話し申し上げておりますが、5%以内というようなこと、5%以上の場合は再指名、入札をし直すというようなこと、それから、その5%以内におきましては入札を続行していくか、あるいは3回目ですね、3回目をするか、あるいは随意交渉によって随契約をお願いするかというような形をとる二つの方法がございます。今回は、この落札金額におきまして、2回目の入札におきまして5%以内ということでございますので、入札を第3回をやめまして、随意契約という方法をとりました。このような形でございます。

それから業者の——2点目でございますが、不渡りあるいは不健全な場合はどうなるかということでございますが、この工事が議会が承認される間に、なおかついろいろの情報によりまして不渡り、そうしたものが行われた場合には、即座にこの契約は中止いたします、そして新しくやり直すということでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） 私が伺っているのは、2点目は、いわゆる落札業者が決定した後ですね、そのような不測の事態が生じたときにはどうなさるかということをお伺いしているわけです。

○議長（市川資信君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。業者が落札をして契約に入った後ですね、不渡りが出たというような場合です。これにつきましても、直ちに契約の解除とい

うような形で、これをとり行わせてもらいます。それは契約におきましては、いろいろ契約の説明のときに、そういうことをしております、それから、例えばさらに長引きまして、その期間内、工期が1年間あるとします、そうした場合に、10カ月ぐらいのときにそうした問題があった場合、そうした場合におきましては、御承知のように、どの契約もそうでございますが、議会物となりますれば全部保証会社がございますので、そのものにかわりましてやらせるという方法で完成するというところでございます。私が管財課におきましての1件ありましたんですが、湯沢会館におきまして、これは防水の件で、この場合は、その業者が不渡りでなく、既に倒産してしまったというようなことで、実際になかった、それに基づくその事業の完成、あるいは修繕ということで、そのときに保証された会社にそれをお願いいたしまして、それを実行したという経過がございます。そのような形でやっていきたいと思っております。

○議長（市川資信君） 谷 長一君。

○25番（谷 長一君） この第1点の件は、随契約ということは予定価格の5%以内だからやったんだということで、これはわかりました。

それから、あと一つは、湯沢会館の件につきましては、あれは保証が田中建設だと思っておりますけれども、そのときと、また今とは非常に状況等が変わりまして、やはり保証会社ということ、保証ということで会社となっておりますけれども、このジョイントベンチャー等をやってあって、確かに大きな会社と小さい会社が組んでいるからいいようなものの、やはりこのあたりは産業等も非常に複雑になっておりますので、そのあたりを特に留意をして、この指名参加してある業種の中から、さらによく慎重に検討して、入札の業者を決めるべきじゃないかと思うわけでありまして。

それで、確かに工期が1年で、10カ月ぐらいになってそのような場合が起きた場合ということになると、保証会社がこれはかわるわけでありましてけれども、とにかく契約というのは非常に大切なことであるので、そのあたりを特に留意をしてやっていただきたいということを特にお願いしておきます。以上です。

○議長（市川資信君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 古賀議員並びに谷議員の方からほとんどの質問がされましたので、1点だけ伺いますが、2点になりますか、この工事場所の139街区ということですが、図面の上で東側の浄化槽並びに駐車場の方の番地、場所も139街区でよろしいかどうか、これは確認になります。

それと、この建物の管理面については、ただいま古賀議員の方から聞かれましたので、

ぜひこの部分については、私ども地元で極力管理面に向けて対応していく方向を、ぜひ強く進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思うんですが、将来の維持管理面で、今現在、市はどの程度見込みをお持ちになっているのか、特にプール関係等がありますから、今の段階でわかっていらっしゃいましたらお願いをしたいなと思います。

それから、特段に、二つ目の方の浄化槽関係、要するにこの東側の部分の浄化槽にかかる費用は、この契約の中でどの程度のパーセンテージをお持ちになっているのか、もしわかりましたらお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君） 建設部長。

○建設部長（永原照雄君） ただいまの御質問に対しましてお答えいたします。

街区の問題でございますけれども、これは街区というのは一つのブロックでございますので、同一ブロックというぐあいに考えております。

浄化槽でございますが、これは合併処理でございます、260人の処理、それから処理量といたしましては28立方メートル・パー・デイでございます。BODといたしましては20PPM以下に抑えたい、抑えるという構造になっております。以上でございます。

○議長（市川資信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 3点目の問題で、この建物が完成した中での年間経費というような御質問でございます。私の方もまだ、今、議員さんからもお話がありましたとおり、これを委託の方向と、あるいはそういった内容がまだ確立しておりません。そういう中では、細かい数字を積算した経過はないわけでございますが、全体的な今までの施設の積算から、やはり施設規模から見て8%から10%程度の年間経費はかかるというふうな積算は一般的に考えております。ただ内容的に、これを地元委託を協議中でもありますので、その辺の状況の変化によって、やはり変わってくるというふうにお答えしておきます。以上です。

○議長（市川資信君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 管理面、維持費の関係はわかりました。

ちょっと確認をしておきますが、ブロックが同一というようなことだということですが、通常、道路に囲まれている部分であれば同じ街区かなという理解をしていたものですから、視点を変えて確認をしておきますが、浄化槽並びに駐車場が設置される土地については、市の土地であるかどうか、そこら辺の確認を、視点を変えて確認しておきます。

それから浄化槽、私は、質問したのは人槽の点ですとか、あるいは浄化の能力、そういったことでなく、金額の1億7,700万のうち浄化槽にかかる費用はどの程度なのかという質問をいたしましたので、そういった角度からの答えがいただければと思います。以上です。

○議長（市川資信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 今、御質問の件でございますが、建物敷地等の問題については、この議案の中に出たとおりでございます。御指摘の部分につきましては、地主さんからこの場所を483平米、別個に市は借用をしております。よって、この施設をここにやっていくというような形でございます。建物に付随しての駐車場はありませんので、駐車場等を含んで借用した用地が483平方メートルでございます。以上です。

○議長（市川資信君） 建設部長。

○建設部長（永原照雄君） 先ほどまことに申しわけないと思うわけでございますが、街区の件でございますけれども、議員さんの御指摘のとおりでございます、まことに申しわけないと思っております。街区は違います。

費用の件でございますが、今、調査いたしておりますので、後ほど御答弁できると考えております。しばらくお待ち願いたいと思います。

○議長（市川資信君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 私たちは地域の人たちに、こういった状況で既に工事が始まります、それから将来に向けてもこういった管理面も市の方が、地元の対策でできた施設であり、そういう地元で極力委託の方向で管理面もいくんだというようなことを報告をする義務があらうかと思えます。そういう中で139街区そのものですね、実際に139街区は工事関係で、要するに58号では直接的には建物ですからあれなんです、59号の方では、当然浄化槽が含まれてきて、街区が違うわけですから、要するに我々とすれば139街区と、仮に140であれば140というような報告をするのが我々の義務でありますので、今、要するにここが一つだけではおかしいんじゃないかという視点から私は質問したわけで、ぜひこういった点は、こういう議案で出されてくる以上、正確なものをひとつ記載をお願いしたい、こういうふうに思います。

金額の関係、本会議場のこういう場ですから、今回改めて議会運営委員会の方でこういう決定をして、とりあえずは即決という形をとっているわけですから、こういったものが今後、当然我々議員としても検討していかなければならない一つの運営の形であらうかと思えますけれども、まず、こういった問題点が、我々こういう本会議場で質問し

たときに、答えがすぐ返ってこないということでは、非常にまずい面が一つ出てきたんじゃないかな、こういうふうに思いますので、あとの審議の關係に影響があってもいけませんから、とりあえずこの浄化槽關係、後で数字をひとつ知らせていただくという形で質問を終わります。

○議長（市川資信君） ほかに御質疑はありませんか。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） ちょっと我々の同志の人がもう聞かれているんで、重複を避けて聞きたいと思うんですが、1点は、この東部会館というのは、処理場施設に対する地元対策でおつくりになるということは私も十分承知をしております。ただちょっと私、聞きたいのは、地元対策だという観点からいけば、いつまでにつくるといってお約束までしてあるのかどうかという観点というのは、なぜ私が申し上げるかとお申しますと、処理場の供用開始がまだ先になるわけですよ。そういう点でいけば、今、我が会派の土方議員が聞いておった浄化槽の、何か借りたり、施設にしても供用開始する、そこら辺のところは難しいと思うんですけどね、かなり近くなってやるということになれば、こういう経費というのは要らないのではなからうか、ただし、お約束ですからね、地元に関し1年前、2年前につくらなきゃいけないんだと、こういうことであれば私、別にその基本的なことに対しては大賛成しているんですから、その辺の点が1点。

それから、いま1点、まだ東部会館の管理をどうするかという、確かに建築期間が1年もあるんですからね、その間にどういふ委託の制度にいくのかどうするかということもお考えになるということも必要かもしれない。今、土方議員も指摘されたように、方針としては特に、市長、職員をふやさないと、こういうようなことの中であれば、きちっと何かの方針というのは、これからの高齢者社会に向いての退職職員を充てるとか、地元に関し何か、任せるなら、どういう形式で任せるかということが、私、詳細のところまででなくても説明があってもいいのではなからうかと思うんです。

いま一つは、あのすぐ近くに新井の地区センターが——新井の地区センターというのは、我々の方の地区センターより規模も大きくて、前から見ると、何か管理人というんですか、何かがおいでになったというやに聞いているんですね、何かそういう点からいって、その後の東部会館の管理の問題なんかも、当然何か引き合いに出るのではなからうかと、こう思うので、その点。

それから、新井の今度地区センターというか、新井の地区センターをどういう位置づけにされるのか、こういうことももし何か考え方があんなら聞きたいと、こう思います。

それから、次に割合と坪数、平米でいっていると何か私、大きく見えるけれども、約

この敷地面積というのは、坪数でいくと400坪ぐらいなんでしょう。その坪数から見ると、建ぺい率に何か適切であるから立派なものが大変乗ると思うけれども、よその面積を借りなければならぬというような目いっぱいのものをつくられているのではなからうかというふうに思うんですね。その中で、非常に何というか今までの、プールなんか等もしているから、給排水設備の費用が1億7,000万ですか、このぐらいかかっているんですね。平米当たりの単価というのは、かなり坪当たり単価にすると100万ぐらいになっているのではなからうかと、こう思うんですね。そういう点でいけば、先ほど一番先に私、質問した、少しでも何というか、そうかって地元のいろんな、何というか地元対策ですから、地元の御機嫌を損ねたり、何か今後のいろんな工事の進捗上に危惧は出させちゃいけないけれど、そういうふうなことも配慮されているのか、その辺のところを踏まえて御説明願いたいと、こう思います。御答弁願います。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 東部会館の建設地が、新井橋際でございますし、それから、街区として既に形につくられておるところを保留地にいたしまして、それをこの施設のために市が取得をする、こういう経過で用地確保をいたしました。したがって、処理場が建物の中にはまらない、そのあたりにちょっと土地の狭さを感じるわけでありまして、全体の予算規模ということもでございますし、いずれは下水処理場は、一番近い関係にあります流域処理場に吸収をしていただくと、こういうことになるわけでございますし、あと駐車場の問題が残りますので、駐車場は民営にさせていただいたというようにも考えたわけでございますけれども、とりあえずなしには済まされませんので、借地をして行うということといたしました。

それから、今御指摘の地元対策という意味を地元には十分御理解いただき、また尊重もしなきゃならないわけでありまして、地元の御意向として、特に広域の施設として解放するんだと、こういう非常に良識のある提言でございますので、地元の意見を尊重しながら、なおかつ広く市民にも活用できると、こういう形の管理、運営こそ、この館の性格を明らかにし得るものだと、こう思っております。

近隣に新井地区センターもあるわけでございますが、新井地区センターの用地は借地ということになっておりますし、管理も一番最初にできた大地区センターということで、留守番があったりした時代もございますが、新井地区センターの将来像ともあわせて、運営をしていくべき課題も残ると、このようには考えております。

御指摘のように、管理の方法に、地元へ委託できるものは委託をし、なおかつ定員増

を来さないという手段としては、市の職員の定年退職をしたような人たちを一時、その責任者、あるいは運営に当たる役目をお願いをするというふうな考え方は、ある程度検討もいたしております。

そういう状況でございますが、なるべく早く明らかにできる、また管理運営上の経費等についても、概算を来年の予算には間に合うようにいたしたい、このように思っております。

○議長（市川資信君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 私が聞いていること、すべてを市長が申されたということではないんですが、それではあれですか、地元対策プラス、地元の人非常に御理解があるんで市民に、全体の公共の施設だと、こういうことなんです、そうすると、これは有料なんです、無料なんです、その辺のところをちょっと聞きたいと思うんですが。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 有料施設になると思っております。そのあたり、地元等の若干の何か措置をする部分があるのではなかろうかと考えております。

○議長（市川資信君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 有料だということ、どうなんですか、今何か地元に対しては何かというような市長、多少明快でない面もあるんですが、例えば会議室なら会議室で地元が使われる場合には、例えば無料だというようなこともあるし、そうでない人が使うときには有料だと、こういうプール等で、例えばそうかって、子供たちがプールに行つて、新井の子供だとか万願寺の子供だというわけにはいかないのではなかろうかと、こう思うんで、やはりひとつ何か、だから私はきちっと線を、まだ期間が1年も工事期間があるんですからね、私、急げとは言わないけれど、きちっとやっぱり地元とも決めておくべきではなかろうかと、こう思うわけです。その辺、どうですか。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） プールにつきましては、これは既に生活保健センターにも事例がございますので、有料にすべきものと考えております。

地域に対しましては、会議室等の固有の部分を提供するようにいたしたい、このように考えているわけございまして、地元対策的な趣旨は十分生かし、尊重もし、また日野市としては新しい将来に、また方向をつくり出す施設だというふうにも考えられますので、そのあたりの調整も十分図っていく、管理としては生活課の担当いたしますコミュニティ施設であると、こういうふうに位置づけたい考えであります。

○議長（市川資信君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 1点だけお尋ねをしておきます。

今回のこの58号の議案、並びに後からまた審議をされます60号の南平の公園築造の議案にいたしましても、いわゆる2回の札入れで契約ができなかったと、いわゆる随契に至ったと、こういうことになっているわけでございますが、いわゆる市側の札入れの契約といひましようか、これについては、あり方については、いわゆるどれについても別に法律に違反をしているわけじゃございませんけれども、第1回できちんと決まるのがいいのか、あるいは第2回目まで決まるのがいいのか、あるいは決まれば随契でも何でもいいんだと、3回目のいわゆる随契でもいいんだと、こういう考えでいられるのか、その辺のお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（市川資信君） 総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） お答えいたします。今、御指摘の随意契約、入札をしましたんですが、随意契約になったということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、現在の基準といたしましては、入札は2回ということで、一応やってまいっております。過去におきましては、3回、4回もございます。それから自治法、先ほどお読みいたしましたけれど、回数につきましては、さらに続行してもいいというようなこともありますし、それは各自治体のとるところであると思っておりますが、日野市では長年これをとって、一つの基準にしておりますので、そういうふうな2回というふうな形でございます。

それから、随意契約、そして落ちなかった場合といひますと、やはり基準でございますが、予定価格がございまして、その予定価格の5%プラスと、5%内というような形の中での金額が入った場合には随意契約ということで、過去におきましても、それを何回かお願いして、また議会にもお願いしたという経過がございます。そうした一つの方法で今、御指摘のように、法律あるいは手続的には間違いはないということでありまして、やはり競争入札ということでかけておりますので、これらの落札というものは、好ましい形はやはり落札、2回なら2回で落札というふうな形でございます。

なお、予定価格の設定、そうした設計金額との問題等につきましても十分検討しながら対処しているところでございまして、一応この2件につきましては随意契約という形でとらせてもらいました。以上です。

○議長（市川資信君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） ただいま総務部長の方から、できることならば2回での、いわ

ゆる競争入札でというお話があったわけですが、市長にお尋ねをいたします。随意契約になる、随契になる理由としては何点か挙げられると思います。例えば今、総務部長の方から設計金額、あるいは予定価格等々、云々という話がありましたが、私は市長の、いわゆる分切りの幅が多過ぎるのではなからうかと、したがって、2回で業者の方がどうしてもそれをつかみ切れない、だから2回でもって落ちない、こういうことがこの日野市の場合には非常に多いのではなからうか、こういうふうに思うわけですが、市長、いかがでございますか。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 最近の業界に対します行政指導のこともございまして、2回で入札行為を打ち切るというのを新たな慣例にいたしております。予定価格等の設定、あるいは情報によりましては最低価格すら設けることもあるわけですが、最近多いとおっしゃいましたが、こういう例は割合少ない方でございますので、これからも十分配慮をしながら、公正な契約ができることを目指していきたく、こう考えております。

○議長（市川資信君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 私は、市長が分切りをする、そのパーセントが多少、例えば1%多くてもあるいは少なくとも、市民の税金を適正に公平に使うということは、決して私は間違っていない、このように判断をしております。したがって、悪い言葉で言えば、単に業者いじめというようなことは決してないような、今後、こういう契約をしていただきたい、このように要望して質問を終わりといたします。

○議長（市川資信君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本2件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって、本2件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本2件について御意見があれば承ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 先ほど私、質疑をしたんですけど、その辺のところは互いにニュアンスが違うんですが、用地を借りたり、それから集中浄化施設をつくらなくても、やり方によればできるのではなからうかというふうに思うんで、予算そのものを我々は

予算委員会で通してあるんで、このこと自体に云々ではないが、私は地元さえよければ、こういうことを必ず急いでやる方がいいかどうかということは、今後、熟として考えていただきたいということを意見として述べておきます。以上です。

○議長（市川資信君） 福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君） 質疑を通じまして感じたことを、2点ばかり意見を申し上げたいと思います。

1点目は、この東部会館のできた後の運営費ですね、こういったようなものについて明確な答弁がされなかったわけですが、やはりこうした箱物をつくるというときには、つくった後のコストがどのぐらいかかるかというのは、今までも指摘をされておりますけれども、このことについては、やっぱり入念な検討が必要じゃないか、したがって、こういった時期には答弁できるような形にしておくべきだというふうに思います。

それから、関連いたしまして、これは私も一般質問でも言ったことがあるんですけど、今、日野市の職員、定年退職がこれからふえていくと思いますし、市内にそれぞれ分布されて住まわれていると思うんですね、そうした定年退職者の再雇用といいますかね、生きがいといいますか、そういった観点と、それからいま一つは、やはり長く培ったそういった経験、知識、そういったものを生かすという意味では、こういったところで働いていただくという方法は必要じゃないかという話をしておきました。きょうもそういった指摘もありまして、市長もそのような答弁がありましたけれど、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

それからいま一つは、これも私は指摘をしているんですけど、1中学校区に1コミュニティ大施設というのに、私は地元の皆さん方のいろんな御配慮もあってというお話がありまして、この東部会館が、要するにあの地区の、要するにコミュニティ施設の中核になるんじゃないかというふうに私は考えているんですね。長期計画を見ましても、1中学校区に1コミュニティ施設と、こういうのが方針でも出ておりますので、そういった考え方から、この施設を検討すべきであったなというふうに考えております。

私は、これからの情報化社会、あるいは地域の不便さを解消するという意味からいきますと、1中学校区にできた、そのコミュニティセンターの中に、要するに本庁の電算機と端末を結んで、そこに出ればかなりの、役所に来なくてもいろんな書類もできるというような、そういう必要があるんじゃないかと、この図面を見ますと、そういうスペースはないような感じがいたしますけれども、やっぱり今後検討できるのであれば、将来を見越して、そういったこれから必ず来る時代に対応していくとい

う先見性を持たなければいけないんじゃないか。この東部会館は、あそこで端末ができれば、市役所からも大変遠いわけですから、あの地域の人の、要するに不便解消ということにもなるわけですし、循環バスも末端まで走っていないという状況の中でいけば、自転車であそこまで行けば用が足りるというようなことも考えられるわけですから、今からでも考えられる部分については、ぜひそういった御配慮をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号、（仮称）日野市東部会館建築工事請負契約の締結、議案第59号、（仮称）日野市東部会館給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後0時13分 休憩

午後1時33分 再開

○議長（市川資信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第60号、（仮称）南平丘陵公園築造工事請負契約の締結の件を議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第60号、（仮称）南平丘陵公園築造工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）南平丘陵公園築造工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、落札者がいないため、最低価格者である東海興業・百草造園建設共同企業

体と随意交渉により2億700万円で見積もりを得ることができました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） それでは御説明申し上げます。

議案第60号でございます。（仮称）南平丘陵公園築造工事請負契約の締結についてでございます。

本工事につきましては、昨年度、この工事の築造を一部行いました。造成等を行いまして、続きまして今回、御提出いたしまして、これで完成ということの工事でございます。

契約金額につきましては2億700万円でございます。契約の方法につきましては、競争入札から見積もりで随意契約という形をとりました。工期につきましては、契約の翌日から昭和64年3月29日まで、契約の相手方は東海興業・百草造園建設共同企業体でございます。構成員の代表者といたしまして、東京都中央区銀座七丁目13番10号、東海興業株式会社、代表取締役、熊本宗悟でございます。

2ページでございますが、入札の経過でございます。10社指名いたしまして、2回目で、入札はいたしましたんですが落札者がございませんので、先ほど申し上げましたような予定価格の内におきましての見積もりということで、2億700万円で東海興業・百草造園建設共同企業体が随意契約を結ぶこととなります。

工事の概要につきましては、3ページでございますが、舗装工、それから縁石工等ございまして、特に滝工、四阿1カ所というようなことを設けましております。それらの図面、配置図につきましては4ページを御参照お願いいたします。

この全体の面積が4万1,225.2平方メートルのものでございます。

これもちまして、ここに築造を完成するものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君） これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 不勉強なのかもしれませんが、南平高校のときに、当然今回出た契約、南平丘陵公園の問題が、早晚市でおやりになるということは我々も承知しておったんですが、何かいろんな資料というか、計画の何か資料をいただいていると思うんですが、不勉強なのであれなんです、南平高校をつくる时候にも雨水排水とか、進入道路の問題でいろんなことがあるんですが、このいわゆる工事の契約の件で、きょうは議

案として出ているんですが、周りの何というんですかね、道路、進入していく道路だとか、外周的なそういうものの雨水排水だとかということ、いま少し説明して、もしこの場で説明し切れなければ、何かきちっとした資料で、多少、私も近隣の人にいろんな影響があったり、そうでなくても南平高校の進入路のときの点で、入って行って左側に回るようなとこの問題をどうするかというようなことを私、いろんな点で質疑がなされたり、将来はこうするんだというのは未解決に在るということも、あの近くの居住の人にも、どちらがいわゆる正論なのか、用地をだれが買収するのか、出すのかというような問題もあるかと思うんですが、その辺のところも多少これと関連する問題ではなからうかと、こう思うので、いま少し説明をしていただきたいと思います。

○議長（市川資信君） 建設部長。

○建設部長（永原照雄君） 御答弁申し上げます。

まず、進入路の件でございます。これにつきましては、新たに幼稚園の横を通りまして、村山さんのところから幼稚園の横を通りまして、ここの工事のための仮設道路をつくる予定でございます。これにつきましては、別途発注いたしたいというぐあいに考えております。

それから、雨水の問題でございます。この雨水につきまして、雨量計算等を前の設計書で見ますと、調節のために、余計に出てくる水の量というものが、ヘクタール当たり33.9立方メートルであるということでございます。この面積が今、総務部長が御説明もございましたように、約4.1ヘクタールでございますので、調節すべき水は139立方メートルになるわけでございます。

では、これをどのようにこの余分な水を処理するかということでございますが、ここにひょうたん池というものがございます。これの、常にローウォーターレベルで水を蓄えておきますので、ハイウォーターレベルとの差におきましては約150立方メートルの水を貯留することができるということで、この工事をやることによりまして、水が今より多くなることはないというぐあいに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） それではあれですか、この南平の丘陵公園というのは、今、南平幼稚園の方から別途に出すという理解でよろしいですか。

ただ、私ね、普通なら南平高校の方をメインとして使うんだというんならいいけれどね、普通なら進入道路の方を先におやりになって造成をやられるのが、民間の、役所で

恐らく指導をするときには、そういうことをおやりになるのではなからうかなと思うんで、この契約案件とは違いますけれど、私、あえてお聞きしたんですが、何か、どうなんでしょうか、私なんかの方の理解が、進入道路というのは上をきれいに造成してからやるのが役所の場合には建前なのか、そうすることには何かの理由があるのか、その辺、用地買収等で時間的な、いわゆる何かがあるのか、いま少し説明してもらいたいと思うんですがね。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 山の工事を始めます場合に、出水に対する配慮ということは極めて重要な問題であるというふうに考えております。そして、ここの地域の場合、特に下流の南平用水の拡幅、あるいは容量の拡大ということがまだ十分できておりません。したがって、山の水はなるべく一時貯留をして、そして時間をかけて地下浸透を図り、あるいは排水の管渠の計算をするというふうなことで、今まで高等学校側はそういう設計で行っております。今回の別の谷の排水のことにつきまして、私も既存の管渠にその余裕が大丈夫かという点も強く指摘をして、検討をいたさせました。結果、当面の高校に入っております侵入路の管渠の中に接続することになるわけでございますが、時間差を設けて、高校の場合も若干の一時貯留をすると、こういう設計になっておりますし、それ以上にオーバーな流量はないんだと、高校もこう申しております。雨水のことは、しかし、そのときの降雨の状態によって、よほど二、三倍の能力を持っているということが本質的な態度でなきゃならないということも考えておきまして、一応大丈夫だという確認はいたしております。

それから、なお南平用水の、つまり、これの山水の流末に関しましては、今度行きますところの区画整理区域の中に水路を通すということで、将来、下流の既に施行いたしております南平用水とのつなぎはしていけると、こういうことに見通しができております。

そのようなことで、今回の工事に当たりましても、排水のことにつきましては十分考慮をしておるということで御了解をお願いしたいと思っております。

しかし、完全にこれで大丈夫という説明は、流末をしなければ完成したということはいえないわけでありまして、引き続いて、それらの仕事にも取り組むということでございます。

○議長（市川資信君） 石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君） 今、市長のお話で、私、大体かなり、南平高校のときで、用水

にしても進入道路の問題にしても、かなり議論が沸騰して、何というか、懸案の問題がまだ、市長自身も未解決だというので、少なくとも、もちろん南平高校も教育の場であるが、いわゆる南平丘陵公園にしても、少なくとも市の施設をやるときに、何というか、技術者の人が優秀な技術者がいるから、流量計算にしても何にしても万遺漏がないようにやられているんだと思うんですが、民間のときだけ厳しくチェックしてやる、役所がやるときには何というんですか、多少いいんだという考え方は、私は、いわゆる指導機関として許されたいのではないかと、むしろ役所の方が率先範を垂れて、近隣のよりよい整備なり、それから迷惑をかけないようにすべきではないか、あえて、この契約案件の意見で申し上げるまでもないので、この機会を通して地域の、特にこの丘陵公園の外周の道路だとか、雨水排水に対する水路の整備とかというのは役所で、それこそ完璧な体制をやるべきではないかと、こういうことを申し上げておきます。以上です。

○議長（市川資信君） ほかに御質疑はありませんか。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 委員会がございませんので、ちょっと的外れになるかもわかりませんが、お聞きをしておきたいと思います。

多摩動物公園のもう一つの出口を南平側に設けるということで、再三議会の中でも話が、過去、出てきたわけですが、今回の南平の丘陵公園のこの工事の着手に伴いまして、動物園のもう一つの出口等について、何かかかわりがあるのかどうかですね、その点、お聞きをいたします。

○議長（市川資信君） 建設部長。

○建設部長（永原照雄君） ただいまの御質問に対しまして御答弁申し上げます。

今、議員さんもおっしゃいましたように、この丘陵公園を使いまして、昔ありました動物園の裏口の方へ出たい、出す、それはどこかといいますと、一番右側の道路の展望台、それから土居木階段工とございますが、これがY字になっております。このY字の根っこの方から少し、これは都有地でございます、現在都有地でございますが、ここにハイキング道路が通っておりますので、これとハイキングコースと連絡させて、動物園の裏口の方に連絡をするように計画をいたしております。なお、じゃあそれはハイキングコースと一緒にやれば、つなげるのを一緒にやればいいじゃないかという御意見もあろうかと存じますけれども、これは何しろ補助工事でございますので、その工事ができませんけれども、市長からの指示もございまして、早急に施行しろという指示がございまして、そのように対処したいというぐあいに考えております。以上です。

○議長（市川資信君） 古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君） 東京都との話し合い、協議というのは、現在、どういう状況になっているかですね。工事は日野だけが一方的にそれを進めようとしても、動物園の側の都の方の意向もあろうかと思っておりますので、現状では両者、どういうふうな話し合いの状況にあるのかですね、その点、お尋ねをいたします。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 機会あるごとに、動物園の御当局、並びに都の建設局御当局にそのようなお願いをしまっておりしております。つまり、日野側の、いわゆる日野市側の工事で、駅との関係の通路が成り立つという見通しが立てば、それに応じてやろうと、こういう御意向をいただいております。したがって、この工事に着工いたしますとともに、なおその関係の要請も進めていきたいと、このように考えております。

○議長（市川資信君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第60号、（仮称）南平丘陵公園築造工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号、落川排水区（63-1）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第61号、落川排水区（63-1）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、落川排水区（63-1）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

条例第2条の規定により提案するものであります。

入札の結果、1億3,500万円で村本建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎 彰君） 御説明申し上げます。

議案第61号でございます。落川排水区（63-1）工事請負契約の締結についてでございます。

契約金額につきましては1億3,500万でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。工期につきましては、契約の翌日から昭和64年3月17日まで。契約の相手方でございますが、奈良県北葛城郡広陵町大字安部547番地、村本建設株式会社、代表取締役社長、村本豊嗣でございます。

次のページ、2ページ、3ページで御説明させていただきます。

2ページは契約の状況でございます。10社指名いたしまして、現説を7月12日、入札を7月26日に執行いたしまして、第1回で落札いたしました。村本建設が落札者でございます。

続きまして、3ページの概要でございますが、御承知のように、これは川崎街道でございます。62年度に既に今回工事の前は完了しております、それからでございます。そこに書いてありますとおりの工事区間でございます。

ここに1,200ミリの泥水加圧推進工法、それから1,200ミリの普通推進工法、800ミリ、450ミリというような推進工法でこの工事を実施いたします。これは昼夜、夜間工事ということと、それから交通量が激しいというようなことでの、非常にある程度難工事が予想されます。これにつきましては、指名もそのような状態のもとで業者を指名をして、ここに達したわけでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（市川資信君） これより質疑に入ります。川嶋 博君。

○11番（川嶋 博君） 市の今後の対応についての質問でございますが、百草駅近隣のために、ちょっと関連して、以前、この議会に下水配管工事の関係だと思っておりますが、議決をして、着工後、やはり土質やなにかの変更によって、その計画が変更されたという経過がございます。そして、予算金額も変わり、延長も短縮される、こういう内容でございました。下水とかですね、排水とは、また関連が近いものですから、こういう問題

が起きて、やはりそういう関連して、やはり前回との土質も近いんじゃないかと想像されますので、そういう事態になった場合に、行政側としての対応はどのように考えているか、お答えを願いたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。ただいまの御質問は、百草駅から南に出まして、川崎街道を多摩市の方に行きました、この通りの污水管の工事でございます。地質調査をいたしまして、その調査結果をもとに設計したわけでございますけれども、段丘のちょうど下ということで、非常に地質が急激に変わってきているというようなことで、工事を発注した後に、当初の工法でできなくて、工法を変更したり、あるいは工事の区間を縮小したということでございます。

今回のこの工事につきましては、公共下水道の雨水排水でございます。ここにもございますように、口径が一番大きいもので1,200ミリから、小さいもので450ミリの管を入れるということでございます。

この議案書の3ページでございますけれども、この3ページの工事概要のところ、直径が1,200ミリ、それから工法といたしまして、泥水加圧推進工法というのが記載されております。この工法は、通常、普通推進と申しますのは、大体直径が80センチ以上の管を入れるときに立坑を掘りまして、それから水平に手掘りで掘りまして、それで管を油圧で押していくと、これが普通推進工法でございます。

今回の工法は、ここにも書いてございますように、泥水加圧推進工法と称しまして、立坑をもちろん掘りまして、その立坑から今度横に推進をするわけでございますが、普通推進と違いますところは、機械のヘッドを入れまして、機械で掘りながら泥水、いわゆる泥水を使って掘る、と同時に、その掘った土石を砕石をいたしまして、泥水と一緒にパイプラインをつくりまして外に排出するという工法でございます。この工法は、メリットといたしましては、推進の距離が長いこととか、あるいは薬注の注入をほとんど行いませんので、地盤沈下も変化もないと、それから昼夜、24時間の工事もできる、交通の障害にも、非常に障害も少なく済むと、そういう工法でございます。したがって、川嶋議員さんが今、御質問のあったようなことは、まずないというふうに考えている次第でございます。

日野市で初めてこの工法をとるわけでございます。ちょっと余計なことになりますけれども、機会がありましたら、工事中にごらんいただければというふうにも考えております。

○議長（市川資信君） 川嶋 博君。

○11番（川嶋 博君） ただいまの都市整備部長の自信を持った答弁がありました。これによって、余り工事が変更になったり、ならないような、あらかじめ工事関係に十分行政側としても勉強なり注意なりされて、予定どおり進まれるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号、落川排水区（63-1）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和63年第3回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後2時2分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長 市 川 資 信

署名議員 福 島 盛 之 助

署名議員 福 島 敏 雄

